

## 秋田県告示第239号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 第1

- 1 名称  
薬師嶽鳥獣保護区薬師嶽特別保護地区
- 2 区域  
薬師嶽鳥獣保護区のうち、秋田森林管理署管轄の国有林2157林班から2159林班までの各林班の区域
- 3 存続期間  
令和元11月1日から令和21年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
  - (1) 指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的

薬師嶽鳥獣保護区は、大仙市の北東部、奥羽山脈の袖川上流部原生流域に位置し、ブナなどの広葉樹や、一部にキタゴヨウ、ネズコなどの針葉樹が混交する天然林で構成されており、森林性鳥類のオオルリやキビタキ、亜高山帯に生息するビンズイなど多様な鳥類が生息するほか、岩石が露出したV字谷を形成する急峻な地形では、イヌワシやクマタカ等の、猛禽類の生息に適した区域となっている。

また、国有林の緑の回廊の設定により、野生生物の広域的な繋がりが確保され、個体群の相互交流や生物多様性の保全が図られており、ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型哺乳類が繁殖を行う良好な生息地として特に重要な区域地となっている。

このため、当該地区は薬師嶽鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息するこれらの森林性鳥獣の全体の保護を図るものである。

### 第2

- 1 名称  
八幡平鳥獣保護区八幡平特別保護地区
- 2 区域  
米代東部森林管理署管轄の国有林3132林班及び秋田森林管理署管轄の国有林3018林班から3021林班までの各林班の区域
- 3 存続期間  
令和元年11月1日から令和21年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
  - (1) 指定区分  
大規模生息地の保護区
  - (2) 指定目的

当該地域は、仙北市田沢湖の北部と鹿角市南部の市境界に位置し、大部分がブナに覆われ、標高1,100メートル付近からオオシラビソ林などが広く分布する天然林となっている。このような自然環境を反映し、クマタカやツキノワグマなどの行動圏が広域に及び、大型哺乳類や猛禽類をはじめ、ホシガラス、カヤクグリ等の亜高山又は高山性鳥類など、多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、ブナやオオシラビソの安定した天然林で構成される中腹域では、高層湿原のツルコケモモやミズゴケ、湖沼ではヒメミズニラなど多様な自然環境が形成され、猛禽類や大型哺乳類を含む多種多様な鳥獣が採餌や繁殖を行う良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、八幡平鳥獣保護区の中でも特に保護を必要とする区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。